

報酬基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この弁護士報酬基準は、日本弁護士連合会「弁護士の報酬に関する規程」(平成16年2月26日会規第68号)に基づき、田岡・佐藤法律事務所(以下「当事務所」という。)の弁護士報酬に関する基準を定めるものである。

(個別契約による修正)

第2条 この弁護士報酬に関する基準は、依頼者と弁護士との協議により個別の委任契約により変更、修正することができる。ただし、変更、修正する場合にはその旨を契約書に明示しなければならない。

(弁護士報酬の種類)

第3条 弁護士が依頼者から支払を受ける報酬としては、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当がある。

2 前項の用語の意義は、次表に定めるとおりとする。

法律相談料	依頼者に対して行う法律相談(口頭による鑑定、電話による相談を含む。)の対価をいう。
書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいう。
着手金	民事の訴訟事件、契約締結交渉、刑事弁護事件など、事件または法律事務の結果に成功、不成功が生じるものについて、弁護士が依頼を受けて行う業務に対する対価として、依頼を受ける際当初に支払うべき金員をいう。なお、結果の成功、不成功を問わず、返金しない。
報酬金	事件または法律事務について、成功の結果が得られたとき、得られた結果に対して、着手金とは別に支払う金員をいう。なお、事件の結果が判明した時点で、成功の程度に応じた金額の報酬が発生する。全く成功の結果が得られなかった場合には発生しない。
手数料	原則として一回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
顧問料	契約によって定める内容の法律事務を、継続的に行うことの対価をいう。
日当	弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること(委任事務処理自体による拘束を除く。)の対価をいう。

(弁護士報酬の支払時期)

第4条 弁護士報酬の支払の時期は、次の各号に規定するところによる。

- (1) 法律相談料、書面による鑑定料 法律相談を終了し又は書面による鑑定を終えたとき
- (2) 着手金 委任契約書及び委任状が作成された日から1週間以内
- (3) 報酬金 委任事件等の処理が終了した日から1か月以内
- (4) 手数料 委任事件等の処理が終了した日から1か月以内
- (5) 時間制 弁護士が請求した日から1か月以内(原則として1か月毎に請求する。)
- (6) 顧問料 弁護士が請求した日から1か月以内(原則として1か月毎に請求する。)

(7) 日当 弁護士が請求したとき

2 前項各号の規定にかかわらず、報酬等支払債務の支払時期及び方法については、委任契約書において別段の定めをすることができる。

(事件等の個数等)

第5条 弁護士報酬は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とする。ただし、弁護士報酬について着手金及び報酬金という定め方をした場合において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

(複数の弁護士が関与する場合)

第6条 受任した事件の処理について、弁護士の側の事由により、他の弁護士が関与することとなった場合においても、弁護士報酬の算出に当たっては1件の事件として扱う。

2 受任した事件の処理について、依頼者の意思に基づいて他の弁護士も関与することとなった場合は、それに伴う弁護士費用の増額分については、依頼者が負担する。

3 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めた場合は、それに伴う弁護士費用の増額分については、依頼者が負担する。

(消費税に相当する額)

第7条 本報酬規定に定める弁護士報酬は、消費税を含まない金額とする。

2 第14条第1項、第15条第1項、第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項、第26条第2項の表をもとに算出された金額については、消費税を上乗せした金額を弁護士報酬とする。

第2章 法律相談料等

(法律相談料等)

第8条 法律相談料等は、次表に定めるとおりとする。

初回市民法律相談	30分ごとに5,000円
一般法律相談	30分ごとに50,000円～10,000円

2 前項の初回市民法律相談とは、事件単位で個人から受ける初めての法律相談であって、事業に関する相談を除くものをいい、一般法律相談とは初回市民法律相談以外の法律相談をいう。

(書面による鑑定)

第9条 書面による鑑定料は、次表に定めるとおりとする。

簡易な鑑定	10万円以上20万円以下
前段以外の鑑定	20万円以上40万円以下

2 前項の簡易な鑑定とは、当事務所が行政庁の通達、取引慣行、外国の法令、社会的な慣習その他の事項につき特段の調査をする必要のないものをいう。

3 事案が特に複雑なとき又は特殊な事情があるときは、当事務所は、依頼者と協議のうえ、合意により第1項に定める額を超える書面による鑑定料を受けることがある。

第3章 着手金及び報酬金

第1節 民事事件

(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

第10条 本節の着手金及び報酬金については、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

(経済的利益—算定可能な場合)

第11条 前条の経済的利益の額は、契約において特に定めのない限り、次のとおり算定する。

- (1) 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）
- (2) 継続的給付債権（賃金、賃料の請求等）は、5年分の額
- (3) 所有権は、対象たる物の時価相当額
- (4) 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額
- (5) 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- (6) 地役権は、承役地の時価の2分の1の額
- (7) 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- (8) 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号及び前号に準じた額
- (9) 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- (10) 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額
- (11) 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額
- (12) 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額
- (13) 財産分与請求事件は、対象となる夫婦共有財産の2分の1の時価相当額
- (14) 婚姻費用の分担請求事件及び養育費請求事件は、2年分の額
- (15) 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）

(経済的利益算定の特則)

第12条 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、経済的利益の額を紛争の実態に相応するまで減額するものとする。

2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額するものとする。

- (1) 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
- (2) 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して

明らかに大きいとき。

(経済的利益—算定不能な場合)

第 13 条 第 11 条の規定により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を 800 万円とする。

(民事訴訟事件)

第 14 条 民事訴訟事件及び労働審判事件の着手金及び報酬金は、契約に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%	16%
300万円を超え3,000万円以下の部分	5%	10%
3,000万円を超え3億円以下の部分	3%	6%
3億円を超える部分	2%	4%

- 2 前項の着手金は、訴訟事件は 30 万円、労働審判事件は 25 万円をそれぞれ最低額とする。
- 3 示談交渉事件、調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、契約に特に定めのない限り、前二項の規定により算定された額の 2 分の 1 とする。

(民事調停事件)

第 15 条 民事調停事件の着手金及び報酬金は、契約に特に定めのない限り、それぞれ前条の規定を準用する。ただし、それぞれの規定により算定された額の 3 分の 2 に減額することができる。

- 2 前項の着手金は、20 万円を最低額とする。
- 3 示談交渉事件から引き続き民事調停事件を受任するときの着手金は、契約に特に定めのない限り、前条の規定により算定された額の 2 分の 1 とする。

(示談交渉事件)

第 16 条 示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）の着手金及び報酬金は、契約に特に定めのない限り、それぞれ第 14 条の規定を準用する。ただし、それぞれの規定により算定された額の 3 分の 2 に減額することができる。

- 2 前項の着手金は、10 万円を最低額とする。

(督促手続事件)

第 17 条 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金
300万円以下の部分	2%
300万円を超え3,000万円以下の部分	1%
3,000万円を超え3億円以下の部分	0.5%
3億円を超える部分	0.3%

- 2 前項の着手金は、5 万円を最低額とする。
- 3 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第 14 条の規定により算定された額と前二項の規定により算定された額との差額とする。

- 4 督促手続事件の報酬金は、第 14 条又は次条の規定により算定された額の 2 分の 1 とする。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができない。
- 5 前項ただし書に規定する金銭等の具体的な回収をするため、民事執行事件を受任するときは、弁護士は、前各項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第 14 条の規定により算定された額の 3 分の 1 を、報酬金として同条の規定により算定された額の 4 分の 1 を、それぞれ受けることができる。

(離婚・離縁事件)

第 18 条 離婚・離縁事件（離婚請求に伴う親権者の指定、養育費の請求及び年金分割の附帯処分の上立てを含む。）の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。

離婚・離縁事件の内容	着手金及び報酬金
離婚・離縁調停事件	20万円以上50万円以下（標準額を30万円とする。）
離婚・離縁訴訟事件	30万円以上60万円以下（標準額を40万円とする。）

- 2 離婚・離縁調停事件から引き続き離婚・離縁訴訟事件を受任するときの着手金は、第 1 項の規定より算定された着手金の額の 2 分の 1 とする。
- 3 前 2 項において、財産分与、慰謝料などの離婚・離縁給付を伴うときは、弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第 14 条又は第 15 条の規定により算定された着手金及び報酬金の額を加算して請求することができる。

(家事事件)

第 19 条 家事調停及び審判事件のうち、経済的利益の額が問題となる時（婚姻費用の分担請求、養育費の請求、財産分与、慰謝料、遺産分割、遺留分減殺請求等）は、第 14 条又は第 15 条の規定により算定された着手金及び報酬金の額を請求することができる。

- 2 家事調停及び家事審判のうち、経済的利益の算定が困難なとき（子の監護者指定、子の引渡し、面会交流、親子関係不存在、嫡出否認等）は、着手金及び報酬金は、次のとおりとする。

家事事件の内容	着手金及び報酬金
別表第一事件	10万円以上30万円以下
別表第二事件	20万円以上50万円以下

- 3 離婚調停事件及び離婚訴訟事件と同時に家事事件を受任するときの着手金は、第 1 項の規定より算定された着手金の額の 2 分の 1 に減額することができる。

(境界に関する事件)

第 20 条 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、次のとおりとする。

着手金及び報酬金	30万円以上60万円以下
----------	--------------

- 2 前項の着手金及び報酬金は、第 14 条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定による。
- 3 境界に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第 1 項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ 3 分の 2 に減額することができる。
- 4 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金

は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とする。

- 5 境界に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額の、それぞれ2分の1とする。

(借地非訟事件)

第21条 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次表のとおりとする。

借地権の額	着手金
5,000万円以下の場合	30万円以上60万円以下
5,000万を超える場合	前段の額に5,000万円を超える部分の0.5%を加算した額

- 2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとする。
- (1) 申立人については、申立てが認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、第14条の規定により算定された額
 - (2) 相手方については、その申立てが却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第14条の規定により算定された額
- 3 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。
- 4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。
- 5 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。

(保全命令申立事件等)

- 第22条** 仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第14条及び第19条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とする。
- 2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第14条及び第19条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができる。
- 3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第14条及び第19条の規定に準じて報酬金を受けることができる。
- 4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。
- 6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、10万円を最低額とする。

(民事執行事件等)

第23条 民事執行事件の着手金は、第14条の規定により算定された額の2分の1とする。

- 2 民事執行事件の報酬金は、第14条の規定により算定された額の4分の1とする。
- 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は第14条の規定により算定された額の3分の1とする。
- 4 執行停止事件の着手金は、第14条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とする。
- 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第14条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けすることができる。
- 6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、5万円を最低額とする。

(倒産整理事件)

第24条 事業者の破産、会社整理、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次の額とする。ただし、右各事件に関する保全事件の弁護士報酬は右着手金に含まれる。

倒産事件の内容	着手金
事業者の破産事件	50万円以上
会社整理事件	100万円以上
特別清算事件	100万円以上
会社更生事件	200万円以上

- 2 前項の各事件の報酬金は、第14条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。
- 3 非事業者の自己破産の着手金は、次の額とする。ただし、債権者数が20社を超える場合には、第1項の規定を準用することができる。

非事業者の破産事件の内容	着手金
同時廃止	20万円以上40万円以下（標準額を30万円とする。）
破産管財人選任	30万円以上50万円以下（標準額を40万円とする。）

- 4 非事業者の自己破産の報酬金は、原則として請求しない。ただし、依頼者との協議により、免責許可決定を受けた場合に限り、前項の金額を上限として報酬金を受けすることができる。

(民事再生事件)

第25条 事業者の民事再生事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、108万円以上とする。ただし、民事再生事件に関する保全事件の弁護士報酬は、右着手金に含まれる。

- 2 依頼者が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、依頼者との協議により、執務量及び既に受けている着手金又は報酬金の額を考慮した上で、月額で定める弁護士報酬を受けすることができる。
- 3 民事再生事件の報酬金は、第14条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益、及び企業継続による利益等を考慮して算定し、報酬金の具体的な算定にあたっては既に受領している前項の月額で定める弁護士報酬の額を考慮する。
- 4 非事業者の民事再生事件（小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件を含む。）の着手金は、次のとおりとする。ただし、債権者数が20名を超える場合又は居住用不動産を除く総財産の価額が

3,000万円を超える場合には、前三項の規定を準用することができる。

非事業者の民事再生事件の内容	着手金
住宅資金特別条項を提出しない場合	30万円以上50万円以下（標準額を40万円とする。）
住宅資金特別条項を提出する場合	40万円以上60万円以下（標準額を50万円とする。）

- 5 非事業者の自己破産の報酬金は、原則として請求しない。ただし、依頼者との協議により、再生計画認可決定を受けた場合に限り、前項の金額を上限として報酬金を受けることができる。

（任意整理事件）

第26条 前三条に該当しない債務整理事件（以下「任意整理事件」という。）のうち、事業者に関する事件の着手金は、資本金、試算及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて、52万5,000円以上とする。

- 2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当源資額」という。）を基準として、次の各号の表のとおり算定する。

(1) 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額につき

500万円以下の部分	15%
500万円を超え1,000万円以下の部分	10%
1,000万円を超え5,000万円以下の部分	8%
5,000万円を超え1億円以下の部分	6%
1億円を超える部分	5%

(2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき

5,000万円以下の部分	3%
5,000万円を超え1億円以下の部分	2%
1億円を超える部分	1%

- 3 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、前条第2項の規定を準用する。
- 4 第1項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前二項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることができる。
- 5 非事業者の任意整理事件の着手金及び報酬金は以下のとおりとする。ただし、債権者数が50名以上の場合には、前四項の規定を準用することができる。

非事業者の任意整理事件の内容	着手金
一般債権者	2万円×債権者数。但し、5万円を最低額とする。
商工ローン業者（中小事業者に対して比較的多額の金利貸付を主要な業務内容とする貸金業者）	5万円×債権者数。但し、10万円を最低額とする。

- 6 非事業者の任意整理事件の報酬金は、上記着手金基準に次の金額を加えた金額を上限とする。ただし、債権者数が50社を超える場合には、第2項の規定を準用することができる。

非事業者の任意整理事件の内容	報酬金
交渉によって過払い金の返還を受けたとき	過払い金の20%相当額

(倒産処理事件にともなう訴訟)

第 27 条 倒産処理事件（任意整理事件を含む）に関して、債務者その他の者に対し、訴訟、民事保全、民事執行事件の申立をする必要がある場合、当該申立に関しては、別途通常の報酬基準に基づく報酬を請求することができる。

(行政上の不服申立事件)

第 28 条 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第 14 条の規定により算定された額の 3 分の 2 とし、報酬金は、同条の規定により算定された額の 2 分の 1 とする。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用する。

2 前項の着手金は、16 万 2,000 円を最低額とする。

第 2 節 刑事事件

(刑事事件の着手金)

第 29 条 刑事事件の着手金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容	着手金
起訴前の弁護活動	20万円以上50万円以下（標準額を30万円とする。）
起訴後の弁護活動（裁判員裁判を除く）	20万円以上50万円以下（標準額を30万円とする。）
裁判員裁判	100万円以上
再審請求事件	50万円以上

2 起訴前から引き続き起訴後の弁護活動を受任するときの着手金は、前項の規定より算定された着手金の額の 2 分の 1 に減額することができる。

(刑事事件の報酬金)

第 30 条 刑事事件の報酬金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容	結果	報酬金
起訴前	不起訴	20万円以上50万円以下
	求略式命令	前段の額を超えない額
起訴後	無罪（一部無罪、縮小認定、刑の減免事由が認められた場合を含む。）	50万円以上
	刑の執行猶予	20万円以上50万円以下
	求刑された刑が軽減された場合	前段の額を超えない額
	検察官上訴が棄却された場合	50万円以上
再審請求事件		50万円以上

(刑事事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合等)

第 31 条 起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除く。）され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、第 29 条に定める着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の 2 分の 1 とする。

2 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

(検察官の上訴取下げ等)

第 32 条 検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあつたときの報酬金は、それまでに弁護士が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第 30 条の規定を準用する。

(保釈等)

第 33 条 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、原則として請求しない。ただし、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、それぞれ 5 万円以上 10 万円以下の範囲の額を受けることができる。

(被害者参加)

第 34 条 被害者参加弁護士として、公判期日に出席し、証人尋問、被告人質問、弁論としての意見陳述等を行うときは、第 29 条に定める着手金を受けることができる。

2 前項において、損害賠償命令の申立を行うときは、実質的な経済的利益の額を基準として、第 14 条又は第 15 条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。

(告訴、告発等)

第 35 条 告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、一件につき 10 万円以上とし、報酬金は、依頼者との協議により受けることができる。

第 3 節 少年事件

(少年事件の着手金及び報酬金)

第 36 条 少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ。）の着手金は、次表のとおりとする。

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致後	20万円以上50万円以下（標準額を30万円とする。）
抗告、再抗告及び保護処分の取消	20万円以上50万円以下（標準額を30万円とする。）

2 少年事件の報酬金は、次表のとおりとする。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	50万円以上

前段以外の処分	30万円以上50万円以下
---------	--------------

- 3 弁護士は、着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前二項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合等)

第37条 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第5条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても一件の事件とみなす。

- 2 少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、前条の規定にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、本章第2節の規定による。ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

第4章 手数料

(手数料)

第38条 手数料は、契約に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定する。なお、経済的利益の額の算定については、第11条及び第12条の規定を準用する。

(1) 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
証拠保全（本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる。）	基本	20万円に第14条第1項の着手金の規定により算定された額の10%を加算した額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
即決和解（本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することはできない。）	示談交渉を要しない場合	300万円以下の部分 10万円 300万円を超え3,000万円以下の部分 1% 3,000万円を超え3億円以下の部分 0.5% 3億円を超える部分 0.3%
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第15条又は第19条ないし第21条の各規定により算定された額
公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額
倒産整理事件の債	基本	5万円以上10万円以下

権届出	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
-----	------------------	--------------------

(2) 裁判外の手数料

項目	分類		手数料
法律関係調査（事実関係調査を含む。）	基本		5万円以上20万円以下
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者との協議により定める額
契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1,000万円未満のもの	10万円
		経済的利益の額が1,000万円以上1億円未満のもの	20万円
		経済的利益の額が1億円以上のもの	30万円以上
	非定型	基本	300万円以下の部分 10万円 300万円を超え3,000万円以下の部分 1% 3,000万円を超え3億円以下の部分 0.3% 3億円を超える部分 0.1%
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		上記手数料に3万円を加算する。
内容証明郵便作成	基本		3万円以上5万円以下
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者との協議により定める額

項目	分類		手数料
遺言書作成	定型		10万円以上20万円以下
	非定型	基本	300万円以下の部分 20万円 300万円を超え3,000万円以下の部分 1% 3,000万円を超え3億円以下の部分 0.3% 3億円を超える部分 0.1%
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		右の手数料に3万円を加算する。

遺言執行	基本	300万円以下の部分 30万円 300万円を超え3,000万円以下の部分 2% 3,000万円を超え3億円以下の部分 1% 3億円を超える部分 0.5%
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と受遺者との協議により定める額
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができる。

項目	分類	手数料
会社設立等	設立, 増減資, 合併, 分割, 組織変更, 通常清算	資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額。ただし、合併又は分割については200万円を、通常清算については100万円を、その他の手続については10万円を、それぞれ最低額とする。 1,000万円以下の部分 4% 1,000万円を超え2,000万円以下の部分 3% 2,000万円を超え1億円以下の部分 2% 1億円を超え2億円以下の部分 1% 2億円を超え20億円以下の部分 0.5% 20億円を超える部分 0.3%
会社設立等以外の登記等	申請手続	一件5万円。ただし、事案によっては、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
	交付手続	登記簿謄抄本, 戸籍謄抄本, 住民票等の交付手続は、一通につき1,000円とする。
株主総会等指導	基本	30万円以上
	総会等準備も指導する場合	50万以上
現物出資等証明（商法第173条第3項等及び有限会社法第12条の2第3項等に基づく証明）		一件30万円。ただし、出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

項目	手数料
簡易な自賠償請求（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求）	次により算定された額。ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができる。 給付金額が150万円以下の場合 3万円 給付金額が150万円を超える場合 給付金額の2%

第5章 時間制

（時間制）

第39条 時間制とは、受任する事件等に関し、一定時間あたりの単価にその処理に要した時間（移動

に要する時間を含む。) を乗じた額を、弁護士報酬とすることをいう。

- 2 前項の一定時間当たりの単価は、受任事務処理の種類のほか、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮して、契約において定める。
- 3 前項の単価の最低額は、1時間2万円とする。
- 4 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、依頼者との協議により、依頼者との契約で定める相当額を、あらかじめ預かるものとする。

第6章 顧問料

(顧問料)

第40条 顧問料は、次表のとおりとする。

事業者	月額5万円以上
非事業者	年額6万円(月額5,000円)以上

- 2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とする。
- 3 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立会、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等につき、弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定する。

第7章 日当

(日当)

第41条 日当は、次表のとおりとする。

往復1時間を超え2時間まで(高松地方裁判所本庁、高松地方裁判所観音寺支部)	1万円
往復2時間を超え4時間まで	3万円
1日(往復4時間を超える場合)	5万円

- 2 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の日当を概算によりあらかじめ依頼者から預かることができる。

第8章 実費等

(実費等の負担)

第42条 依頼者は、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費を負担する。

- 2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。
- 3 事件の内容及び管轄裁判所の場所などにより、通常の範囲の通信費、近距離の交通費などについては、依頼者と協議の上、一定額の実費を受領し、実際額との過不足を精算しないことができる。

(交通機関の利用)

第43条 弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができる。

第9章 委任契約の清算

(中途終了による清算など)

第44条 事件等の処理が、依頼者による弁護士の解任、弁護士の辞任又は事件処理の継続が不可能になったことにより、途中で終了したときは、弁護士は、事件処理の程度に応じて、受領済の弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求する。

2 前項の場合において、事件等の処理の終了につき、弁護士のみに重大な責任があるときは、弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、弁護士が既に事件の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、その全部又は一部を返還しないことができる。

3 第1項の場合において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく事件等の処理を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により事件等の処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が事件等の処理の重要な部分を終了していないときは、その全部については請求することができない。

4 第1項の返還又は請求又は第2項の請求については、弁護士はあらかじめ依頼者と協議しなければならない。

(事件処理の中止等)

第45条 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。

2 前項の場合には、弁護士は、あらかじめ依頼者にその旨を通知しなければならない。

(弁護士報酬の相殺等)

第46条 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。

2 前項の場合には、弁護士は、すみやかに依頼者にその旨を通知しなければならない。

(附則)

平成25年1月20日 施行
平成25年4月8日 改訂
平成25年6月28日 改訂
平成26年3月1日 改訂
平成26年4月1日 改訂
平成26年8月20日 改訂
平成27年8月24日 改訂
平成27年11月28日 改訂
平成28年12月10日 改訂
平成30年2月2日 改訂
令和元年9月26日 改訂
令和3年11月2日 改訂

以上